

平成 13 年 4 月施行
平成 23 年 4 月改訂
令和 3 年 4 月改訂

世田谷区公園維持標準仕様書

令和 3 年 4 月
世 田 谷 区

目 次

第1章 総 則	1
第1節 一般事項	1
第2節 着 手	2
第3節 作業の適正化	2
第4節 完 了	4
第2章 園地管理	5
第1節 園地清掃	5
第2節 草刈・除草	6
第3節 芝生地管理	6
第4節 花壇管理	7
第3章 樹木管理	9
第1節 高木手入れ	9
第2節 低木・生垣他手入	10
第3節 支障木・不適切樹処理	11
第4節 支柱管理	11
第5節 病虫害防除・灌水・土壌改良	12
第6節 巡回調査	14

第1章 総 則

第1節 一般事項

1.1.1 適用範囲

- (1) この仕様書は、世田谷区が施行する公園等の維持管理委託作業等に適用する。
- (2) 作業は、それぞれの種別に応じ、本仕様書の定める仕様に従い施行する。
- (3) この仕様書に定めのない事項については、「東京都土木工事標準仕様書」等、東京都が定めた標準仕様書を準用する。
- (4) 同一種別の仕様について、本仕様書の定めと特記仕様書の定めが異なるときは、特記仕様書を優先する。

1.1.2 費用負担

材料、作業の検査及び官公署等への届出手続に必要な費用は、受託者の負担とする。

1.1.3 法令等の遵守及び手続の代行

- (1) 作業施行にあたっては、関係する法令、条例及び規則などを遵守し、作業の円滑な進捗を計る。また、官公署等への必要な届出手続等は、速やかに処理しなければならない。
- (2) 作業施行に関して、関係官公署、近隣住民、利用者と交渉を要するとき、または交渉を受けたときは、速やかに監督員と協議し、その決定に従い実施する。

1.1.4 軽微な変更

現地の状況などにより、作業位置、作業方法、作業予定日等の軽微な変更は監督員と協議の上、施行する。

1.1.5 関係書類の提出

受託者は監督員と協議により、別に定める様式（世田谷区受注者等提出書類処理基準）に基づく関係書類を提出し、承認を受ける。

1.1.6 業務の実施

作業の都合上、早朝及び休日等に施行する必要がある場合は監督員の承諾を得る。

1.1.7 疑義の解釈

この仕様書に定める事項について疑義を生じた場合の解釈及び本作業の細目については、監督員と協議する。

第2節 着 手

1.2.1 作業の着手

作業の着手は、原則として契約確定日以降速やかに行う。ただし、作業内容により時期が指定されている場合は、監督員の指示による。

1.2.2 作業予定表の提出

監督員の指示により作業に先立ち作業予定表を提出する。

第3節 作業の適正化

1.3.1 施行管理

(1)受託者は、作業予定表により適切な施行管理を行う。

(2)作業予定表に重要な変更が生じた場合には、その都度変更した作業予定表を提出して監督員の承認を受ける。

(3)優先業種登録を設定している業務及び、監督員の指示があった場合は、施行計画書を提出し監督員の承諾を受け、より適正な施行管理を行う。施行計画書には、次の事項について必要なものを記載する。

ア 施行方法 イ 主要機械 ウ 施行管理 エ 作業工程表 オ 現場組織表
カ 緊急時の体制 キ 交通管理 ク 安全管理 ケ その他

なお、施行計画書の内容について、重要な変更が生じた場合には、その都度変更施行計画書を監督員に提出して承諾を受ける。

1.3.2 事前協議

特に施行時期の定められたもの及び施行時期を逸すると効果の期待できない作業については、監督員と事前に協議し、作業の進行を計る。

1.3.3 材料一般

(1)材料は、全て監督員の確認、検査を受け合格したもののみ使用し、検査に不合格のものは速やかに搬出し、改めて検査を受ける。

(2)造園材料は、東京都建設局土木材料仕様書の造園材料による。

(3)使用した材料で、施行後、使用数量が確認しがたいものは、空袋、空ビン等を整理し、現場立会いまたは写真にて監督員の確認を受ける。

(4)搬入した材料は、損傷枯損することのないよう、適切な措置を講ずる。

(5)発生材料は、建設リサイクルガイドラインの規定により適正に処理する。

1.3.4 作業用機械器具等

- (1) 作業用の機械器具、道具類は、各作業に適するものを使用する。監督員が不適当と認めたときは、取替えを指示することがある。
- (2) 病害枝の剪定除去作業等において、病原菌に侵された部位に使用した器具は、使用後直ちに付着物を拭き取り、アルコール等を湿した布等で消毒を行い、乾かしてから使用する。

1.3.5 現場の安全管理

- (1) 作業の施行にあたっては、安全の確保を全てに優先させ、労働安全衛生法等関連法令に基づく措置を常に講じておく。作業で使用する道具類は始業前に点検し、常に安全を保つ状態にすること。また、交通や来園者等に危険のないように十分注意して行う。
- (2) チェーンソーを使用する際はチェーンソー保護ズボンまたはチャップスを着用する。
- (3) 作業の施行にあたり、道路の交通等を禁止し、または制限する必要がある場合は、監督員と協議のうえ、道路使用の手続きを行い、決められた安全対策を施す。
- (4) ガソリン、薬品等の危険物を使用する場合は、その保管及び取り扱いについて、関係法令の定めるところに従い、万全の方策を講ずる。
- (5) 作業の施行にあたり、施設、樹木等を損傷しないよう十分注意して施行する。万一損傷した場合は、直ちに監督員に報告するとともに応急措置を取り、受託者の負担で原形に復旧する。
- (6) 人身事故、災害、または第三者に損害を与える事故等が発生した場合は、応急処置及び二次災害防止措置を講ずるとともに、事故発生の原因、経過及び事故による被害の内容等について、直ちに監督員に報告する。
- (7) 作業機械や道具類、剪定枝葉や刈草、土砂、ごみ類は、交通及び保安上の障害とならないよう、作業の都度整理し、速やかに搬出する。風等で園路や近隣に散乱しないように注意する。
- (8) 架空線（高圧線、通信線等）の影響により、作業の安全性が確保できない場合、関係機関との立会いについて、監督員に申し出て、協議する。
- (9) その他「公園等維持管理作業安全マニュアル」に基づき作業の安全を図る。

1.3.6 過積載の防止

剪定枝葉等の運搬にあたっては、過積載防止を厳守するとともに関係法令の定めに従う。

1.3.7 植物・土壌への配慮

- (1) 作業にあたっては、対象植物の特性、活力及び環境条件などを勘案し、生きものとしての植物に対する細心の注意と愛情をもって作業を行い、その目的を達するよう努める。
- (2) 各作業は、天候、育成状態を考慮し、最大の効果が期待できるよう、監督員と協

議の上、進める。

- (3) 土壌は植物の生育基盤であり、不用意に乱したり、固結させたりしてはならない。
また、ガソリン、セメント、薬品等の有害な物質を混入させてはならない。

1.3.8 実施記録写真

監督員より実施記録写真の撮影を指示されたときは、作業ごとに施行状況写真を撮影、整理し、監督員の確認を受ける。なお、写真はカラーとし、作業の実施前、実施後の状態をそれぞれ同じ位置、同じ方向から撮影する。

1.3.9 作業の確認

施行段階の区切り等作業の確認を要する場合は、その時点において、監督員の確認を受ける。

1.3.10 近隣住民等への対応

- (1) 受託者は業務の履行に先立って、監督員と調整の上必要な場合は、近隣住民や公園等利用者に業務の内容を説明し、理解と協力を求め、業務の円滑な進捗を図る。
(2) 受託者は、業務に関し、近隣住民や公園等利用者から要望などがあつたとき、又は交渉を要するときは、速やかに監督員に連絡し、監督員と協議の上、誠意をもって解決を図る。

第4節 完了

1.4.1 後片付け

受託者は、作業の完了にあたり、速やかに不要材料を整理処分し、後片付け及び清掃を行う。また、作業で使用した道具類は数量を確認し全て回収する。

1.4.2 作業の完了

受託者は、作業完了後、速やかに指定された書類及び図書類を作成し、提出する。

第2章 園地管理

第1節 園地清掃

2.1.1 園地清掃

- (1) 園路、園地、芝生地、植栽ます、吸殻入れ、くずかご及びその周囲の落葉や小枝、紙くず、空き缶などのごみ類、がれき等の有害な物を、取りこぼしのないようほうき類できれいに掃き集め、指定箇所を集積する。手で拾える程度の大きさの紙くず、空き缶等のごみ類は拾い集めて指定箇所を集積する。
- (2) ブロアーは使用できない場合があるので、事前に監督員と協議する。使用する際は公園等利用者や周辺住宅の迷惑とならないよう十分注意する。また、強風時は使用しない。
- (3) L形溝、U形溝、雨水ますの上に溜まったごみ、土砂等は、入念に取り除き、排水に良好な状態に保つ。
- (4) 池、流れ等の施設は、浮遊ごみ、沈殿ごみを除去する。また、ごみ除けのスクリーンに堆積する落ち葉等のごみを除去する。
- (5) 監督員の指示する場所では、清掃により発生した枯葉等で、ごみと分離できるものについては、植込地内に還元できる。
- (6) 清掃により発生したごみ類は、一般廃棄物（可燃物、不燃物）資源ごみ（飲用缶、ビン、ペットボトル）産業廃棄物に分別し指定箇所を集積する。

2.1.2 植込地清掃

- (1) 植込地、植樹ます内の落葉や小枝、紙くず、空き缶等のごみ類、がれき等の有害な物を除去する。
- (2) 落葉や小枝の除去が不必要な場所（大規模なところ等）では、監督員と協議の上、その他の不用物、有害物を除去する。
- (3) 低木内のごみ等は、低木類を傷めないよう注意して取り除く。
- (4) ブロアーは使用できない場合があるので、事前に監督員と協議する。使用する際は利用者や近隣住宅の迷惑とならないよう十分注意する。また、強風時は使用しない。
- (5) その他は、「2.1.1 園地清掃」に準ずる。

2.1.3 砂場表層清掃

砂場内の砂表面の汚物（犬、猫のフン）、危険物（ガラス類）及びその他のごみをすべて除去清掃する。その後、砂場周辺にこぼれている砂もふるいにかけて砂場に戻し、表層（20 cm内外）をスコップ・レーキ等で耕耘し、砂をふるいにかけて、前記の汚物等を再度除去し、清掃する。

2.1.4 柵・U型溝清掃

ごみ・落ち葉・土砂等の流れ込みにより機能を失っているものについて、堆積している土砂等の不要物を取り除き清掃し、機能を回復させる。柵蓋、パンチングメタル、ごみ除けフィルター、グレーチング蓋の清掃も行う。作業に伴い発生する土砂は監督員の指示により処理する。

第2節 草刈・除草

2.2.1 草刈

- (1) 作業に先立ち、紙くず、空き缶等のごみ類を取り除く。樹木、株物、柵等を損傷しないよう注意し、刈りむらのないよう均一に刈込む。なお、刈高は監督員と協議する。
- (2) 樹木、株物、柵等の周辺も刈残しのないよう仕上げる。また、それらにからんでいるつる性雑草もきれいに除去する。
- (3) 動力式草刈り機を使用する際は周囲への飛散防止対策をとる。
- (4) 刈草は、速やかに集積し搬出処分するとともに、刈取後はきれいに清掃する。

2.2.2 除草

- (1) 作業に先立ち、紙くず、空き缶等のごみ類を取り除く。既存植物を傷めないように、除草フォークなどを用いて根ごと取り除く。
- (2) 高木の根元から出ているヒコバエ、実生苗、つる性の雑草なども取り除く。
- (3) 抜き取った雑草は、速やかに集積し搬出処分するとともに、除草後はきれいに清掃する。
- (4) あらかじめ植えてある地被植物、保護されている野草等は抜き取らない。

第3節 芝生地管理

2.3.1 刈込み

- (1) 刈込みは、芝生地内にある樹木、株物、施設などを損傷しないよう注意し、刈りむら、刈り残しのないよう均一に刈込む。
- (2) 動力式の芝刈り機を使用する場合は、芝他異物の飛散に注意するとともに、樹木の幹等を傷つけないよう、樹木の根元周辺は手刈りで行う。
- (3) 刈込み高さは、監督員の指示による。
- (4) 作業に先立ち、芝生地内の紙くず、空き缶等のごみ類や小枝等、芝生地の美観を損なうごみ類を取り除く。
- (5) 刈り取った芝は、速やかに集積し搬出処分するとともに、刈取後はきれいに清掃する。
- (6) ほふく茎が縁石や芝生地内の施設に乗り上がらないよう、また低木の根元に進入

しないよう、芝生の縁切りを行う。

2.3.2 除草

- (1) 芝生を傷めないよう、除草フォーク等を用いて根より丁寧に抜き取る。
- (2) 抜き取った雑草は、速やかに集積し搬出処分するとともに、除草後はきれいに清掃する。

2.3.3 施肥

所定の施肥量を、芝生面にむらのないよう均一に散布する。

2.3.4 目土かけ

- (1) 目土には植物の根、がれき、赤土等がなく、2cm 目程度のふるいを通した良質な目土用土を用いる。土壌改良材及び肥料を混入する場合は、指定の混入率となるよう入念に混合する。
- (2) 目土用土は、指定の厚さにとんぼ等を用いて、むらなく均一に十分にすり込む。なお、芝生面に不陸がある場合は、不陸整正を勘案しながら行う。

2.3.5 エアレーション(ホーキング)

- (1) 芝生土壌の硬化を防止するために、エアレーション器具または機械により、土壌が膨軟となるよう効果的に行う。
- (2) 穴及びカッティングの深さ、間隔等については、監督員の指示による。

2.3.6 ブラッシング

- (1) ほふく茎や根等を切断するとともに、茎葉の間の枯葉枯茎(サッチ)を除去し、更新を促すため、レーキやフォーク等で丁寧に回数多くすきならす。
- (2) 発生した枯葉枯茎等は、速やかに集積し搬出処分するとともに、作業後の芝生面をきれいに清掃する。

2.3.7 補植

- (1) 補植箇所は深さ 15 cm 程度まで土拵え後に指定された芝を張り、周縁と同じ高さになるよう調整転圧し、目土を施してよく灌水する。
- (2) 監督員の指示により一定期間ロープや柵で立入禁止の養生をする。

2.3.8 移植

- (1) 作業に先立ち、芝生地内の枯葉枯茎、雑草、ごみ類をきれいに取り除く。
- (2) バーチカッター等、鋭利な刃物状のもので、芝生に合わせた厚みで切り取る。
- (3) ほぐれたり乾燥したりしないよう、保護養生して運搬し、植付け、よく灌水する。監督員の指示により目土を施す。

第4節 花壇管理

2.4.1 材料一般

花苗は発育良好で病害虫に侵されていないものとし、あらかじめ植え出しに耐

えるよう栽培され、細根の多く発生している徒長していない整一な形姿のものを使用する。球根はよく充実し、傷がなく、病害虫に侵されていないものとする。

2.4.2 地拵え

- (1) 古株、雑草等は根から掘り起こし、根に付着した土を払った後、搬出処理する。
- (2) 花壇面は床土をスコップ等により 30cm 程度まで掘り起こし、よく反転した後、大きいゴロ土やごみを取り除き、凹凸のないよう一様に均す。
- (3) 肥料及び土壌改良材を施す場合は、所定の量を花壇面に均一に敷き均し、くわ、レーキ等により床土とよく混合する。

2.4.3 植え付け

- (1) 植え付けは、指定されたデザインに従い、花壇面にあらかじめヒモまたは石灰等でデザインを下書きし、所定の苗数をむらのないよう、見栄えよく適切に植え付ける。花苗の流通後期における、根が鉢内で回り過ぎた苗を使用せざるを得ない場合は、監督員の承諾を得たうえで、根をほぐした後に植え付ける。
- (2) 植え付け後は、よく灌水し、傾くまたは根が浮き上がる等、植え付けが確実でないものは植え直す。

2.4.4 除草・灌水

- (1) 除草及び灌水は、天候、土壌状態に注意し、無駄なくしかも時期を失しないよう監督員と協議して行う。
- (2) 除草は、花苗を傷めないよう、除草フォークなどにより雑草だけを根から抜き取る。花がら、咲きがらは、花苗を傷めないように摘む。この際、花苗の根が浮き上がっているものは植え直す。
- (3) 灌水は、花苗を傷めないよう丁寧に行い、根に十分水が行き渡るよう浸透させる。「3.5.2 灌水(1)一般事項」に準ずる。
- (4) 花壇内のごみ等は除去する。
- (5) 植え替えを指定されたものは、花苗を丁寧に抜き取り、新しい苗を周囲に調和するように植え付けて、よく灌水する。周囲の苗も、必要に応じて植え直す。

2.4.5 施肥

- (1) 元肥は、花壇面に指定の施用量を均一に撒き、くわ、スコップ等により床土の中によくすき込む。
- (2) 追肥は、肥料の種類及び植物の生育状況に応じ、監督員と協議の上、最も効果的な方法により行う。

第3章 樹木管理

第1節 高木手入

3.1.1 剪定の基本

- (1) 基本剪定は、樹形の骨格作りを目的とするもので、樹種の特徴に応じ最も適切な剪定方法により行う。
- (2) 軽剪定は、樹冠の整正、込み過ぎによる枯損枝の発生防止等を目的とするもので、切詰め、枝抜き等を行う。
- (3) 支障枝剪定は、次項で示す剪定すべき枝のうち、監督員が指示する枝の除去を行う。

3.1.2 主として剪定すべき枝

- (1) 枯枝
- (2) 生長の止まった弱小の枝（弱小枝）
- (3) 著しく病害虫に犯されている枝（病害虫枝）
- (4) 通風、採光、架線、人車の通行、視距の確保、照明設備等の障害となる枝（障害枝）
- (5) 公園等の区域を越えて隣接地に侵入した枝（越境枝）
- (6) 折損によって危険をきたす恐れのある枝（危険枝）
- (7) 樹形形成及び、生育上不必要な枝（ヤゴ、胴吹き枝、徒長枝、からみ枝、ふところ枝、立枝等）

3.1.3 剪定の方法

(1) 一般事項

- ア 公園樹木剪定は、修景上、規格形にする必要がある場合を除き、自然形仕立てとする。
- イ 不定芽の発生原因となる「ぶつ切り」等は原則として行わない。
- ウ 下枝の枯死を防ぐよう、原則として上方を強く、下方は弱く剪定する。
- エ 太枝の剪定は、切断箇所表皮がはがれないよう切断予定箇所の数10cm上よりあらかじめ切除し、枝先の重量を軽くした上で切返しを行い切除する。また、切り口に水がたまらないようになめらかに処理し、太枝の切断面は、原則として殺菌・癒合促進剤等を施す。
- オ 樹木についている不用になったしゅろ縄や緑化テープ、鉄線等は作業にあたり除去する。

(2) 安全管理

- ア 太枝の切り落としなど、除去しない枝、周辺樹木、施設等を損傷しないよう注意して実施し、必要に応じてロープで吊りながら作業するなどの保護

対策を講じる。

- イ 材質腐朽菌等によるキノコの発生、不自然な揺らぎ、傾斜等の異常を発見した樹木については、監督員に速やかに報告する。
- ウ 架空線等には十分注意する。
- エ 三脚脚立を使用する際は、脚と水平面との角度を75度以下に保つための金具等を備え付けるなど、安全対策を講じる。
- オ 高さ2m以上の作業床の無い個所で作業を行う場合は、関連法令を遵守し、適正な墜落制止用器具を使用する。
- カ 高所作業車を使用する際は、高所作業車に必要な資格を有する者が運転操作すること。積載荷重を超えて使用しないことし、作業場所への車両の据付は、アウトリガーを張出し、転倒を防止する。現場では、施工範囲を明確にし、カラーコーンやバリケード類で囲い、標識等を掲示するなど、作業従事者以外の出入りを防止する。
- ケ 切除した枝葉等は、来園者や交通等の支障にならないよう、速やかに集積し搬出処分する。

第2節 低木・生垣他手入

3.2.1 低木・生垣他手入

- (1) 樹木特性に応じて、切詰め、中すかし、枯枝の除去等を行う。
- (2) 視距の確保が必要な箇所（園路交差点及び公園出入口付近等）では、生長量を考慮し、視距の確保ができるような刈高、刈幅とする。
- (3) その他は、「3.1.3 剪定の方法」に準ずる。

3.2.2 植栽手入（生垣手入）

- (1) 徒長枝等不要な枝を剪定し、枝の整理を行った後、一定の幅を定めて両面を刈込み、天端をそろえる。
- (2) 枝葉の疎らな部分には、必要に応じて枝の誘引を行う。枝の結束には、しゅろ縄を用いる。

3.2.3 刈込、玉物刈込

- (1) 枝の密生した箇所は中すかしを行い、刈込み後の樹形を十分考慮しつつ、樹冠周縁の小枝を、輪郭線を作りながら刈込む。
- (2) 裾枝の重要なものは、上枝を強く、下枝を弱く刈込む。また、針葉樹については萌芽力を損なわないよう、樹種の特성에応じ、十分注意しながら芽つき等を行う。
- (3) ベンチの背後や園路に沿って植栽されている中低木の刈込み、剪定作業に際しては、枝に尖った切断面が生じないように、鋏で切り戻すなど利用者の安全に配慮した適切な措置をとる。
- (4) 大刈込みは、各樹種の生育状態に応じ、刈込み後の樹形を十分考慮しつつ刈込む。

また、植込み内に入って作業する場合は、踏込み部分の枝条を損傷しないように注意し、作業終了後は枝返しを行う。

3.2.4 花木手入

花木類は、花芽の分化時期と着生時期に注意して手入れを行う。また、花が咲いている時期には手入れを行わない。(支障枝を除く)

3.2.5 ヤゴ取り

ヤゴは、幹または根部に沿って付け根から、剪定ばさみや切り戻し用ナイフ等で切除する。高さ 2.5m 程度以下の胴吹き枝も同様に切除する。

第 3 節 支障木・不適切樹処理

3.3.1 伐採

- (1) 監督員の指示により、1 週間から 10 日間程度、お知らせ等の周知を行う。周知方法及び内容については、監督員と協議する。
- (2) 枯損木の伐採にあたっては、周辺樹木、施設物を損傷しないよう注意深く行う。また、周囲の植栽等は必要に応じてシートをかぶせる等、保護養生を行う。必要に応じて枝や幹をロープ等で固定して適切な長さに切断し、慎重に地上まで吊り下ろす(吊るし切り)。
- (3) 伐採(切断) 高さは監督員の指示による。
- (4) 伐採材は、作業終了後搬出処分するとともに、周囲はきれいに清掃する。
- (5) 安全管理については、「3.1.3(2)安全管理」に準じる。

3.3.2 抜根

- (1) 抜根にあたっては、周辺樹木、施設等を損傷しないよう注意し、必要に応じて保護対策を講じる。
- (2) 抜根して根部を除去した場合は、直ちに指定された土または発生残土により埋め戻し、地表面をならして危険のないように処理しておく。
- (3) 地下部に生育の障害となるような異常を発見した場合は、速やかに監督員に報告する。
- (4) 抜根材は、作業終了後搬出処分するとともに、周囲はきれいに清掃する。

第 4 節 支柱管理

3.4.1 支柱撤去

樹木を損傷しないように支柱及び添木を取り外し、根元から完全に引抜く。

3.4.2 支柱設置

- (1) 樹木には、所定の材料及び方法で、次のとおり控木及び添木を取り付ける。支柱

構造は世田谷区及び建設局標準構造図集による。

- (2) 控木の丸太と樹幹（枝）との交差部分は、全て杉皮を巻き、しゅろ縄で緩みのないように割り縄がけに結束し、控木の丸太と丸太との接合する部分は、釘打ちの上、鉄線がけとする。控木に唐竹を使用する場合も同様とする。
- (3) 添木を使用する場合は、所定の材料で樹幹を真直かつ正しくなるよう取り付ける。
- (4) 八ツ掛、布掛の場合の控木の組み方は、立地条件（風向、土質、樹形その他）を考慮し、適正な角度で見栄えよく堅固に取り付け、その控木の基礎は地中に埋め込んで根止に杭を打ち込み、丸太では釘打ちし、唐竹は竹の先端を節止した上、釘打ちまたはのこぎり目を入れて鉄線で結束する。
- (5) 八ツ掛、布掛の場合は、控えとなる丸太（竹）を幹（主枝）または丸太（竹）と交差する部位の2箇所以上で結束する。なお、控木の先端は見栄えよく切り詰める。
- (6) ワイヤロープを使用して控えとする場合は、樹幹の結束部には所定の幹当を取り付け、指定の本数のロープを効果的な方向と角度にとり、止杭等に結束する。また、ロープの末端結束部は、ワイヤクリップ等で止め、ロープの交差部も動揺しないように止め、ロープは緩みのないように張る。

3.4.3 支柱結束直し

樹木を損傷しないように杉皮、しゅろ縄、鉄線等を丁寧に取り除き、新しい材料をもって樹幹に緊密に固着するように杉皮等を巻き、しゅろ縄で結束する。

第5節 病虫害防除・灌水・土壌改良

3.5.1 病虫害防除

- (1) 病虫害防除については、定期的に農薬を散布することを廃し、被害を受けた部分の剪定や捕殺等により病虫害防除を行うよう最大限努める。
- (2) 剪定防除
幼令期のアメリカシロヒトリ、チャドクガ等が枝葉に集団して生息している場合、この部分の枝葉を、幼虫を落下させないように注意深く切り取り、速やかに搬出処分する。
- (3) 薬剤防除
ア 薬剤の使用に際しては、症状に効果的で、かつ農薬取締法等の関連法規及びメーカー等で定めている使用安全基準、使用方法を遵守する。（原則として、有機リン系以外のものを使用すること。）なお、使用する薬剤については、事前に監督員と協議して決める。ポジティブリスト制度のもとでは、農薬の飛散（ドリフト）防止について、さらに一層の徹底を図る。
イ 事前に病虫害の発生状況及び周辺環境を調査し、散布の方法、時期、時間帯

について監督員との協議により計画する。近隣住民に対して散布の目的、日時、使用薬剤の種類について十分に周知する。散布作業に入る際には、監督員へ事前に連絡を行う。

- ウ 薬剤散布の希釈液は、指定の濃度に正確に希釈混合し、枝葉面に細かい水滴がつく程度にむらなく均一に散布する。
- エ 散布作業は、必要最低限の区域とし、無風または風の弱いとき（風速毎秒3m以下）に行うなど公園等利用者や通行人、近隣に影響が少ない天候の日や時間帯を選ぶとともに、風向き、ノズルの向き等に注意する。必要が認められる場合は、飛散軽減ノズルを使用する。散布に際しては、風下から風に背を向けて風上に歩くように散布する。また、公園等利用者や通行人をはじめ対象物以外のものにかからないよう十分注意して行う。
- オ 散布後落下した病害虫がある場合は、片付け処分する。
- カ 散布作業時には、立て看板の表示等により、散布区域内に散布作業員以外の者が立ち入らないよう最大限の配慮を行う。特に、散布区域の近隣に学校や通学路等があり、散布時に子どもの通行が予想される場合には、その学校や子どもの保護者に対する周知及び子どもの健康被害防止について徹底する。
- キ 農薬を使用する場所の周辺に食用農作物が栽培されている場合には、食用農作物への影響防止対策をとる。
- ク 以下の項目について記録し、提出する。また、3年以上保管する。
 - A) 農薬を使用した年月日、場所、対象樹木、気象条件（天候、風向・風速）等。
 - B) 使用した農薬の種類または名称及び単位面積当たりの使用量または希釈倍数。

3.5.2 灌水

(1) 一般事項

- ア 水質は、動植物に有害な物質を含まないものとする。
- イ 灌水によって表土を乱したり、園路を汚したり、通行人や周辺住民に迷惑をかけないように注意する。
- ウ 植物に水を供給することを念頭におき、土中に水を十分浸透させる。
- エ 天候、土壌状態に注意し、無駄なく時期を失しないように行う。

(2) 葉面散布

葉面上の粉塵等を洗い落とすよう、前後左右方向を変えて水を吹き付ける。

(3) 地表灌水

根元の周囲に根元直径の4倍程度の直径を標準とし、必要に応じて水鉢を作り、指定量の水を数回に分けて灌水する。なお、灌水前には紙くず、空き缶等のごみ類を取り除く。

(4) 地中灌水

根元周囲に灌水用の縦穴がある場合には、縦穴より灌水を行う。水は指定量を縦穴に数回に分けて灌水する。

3.5.3 土壌改良

監督員が指示する範囲・深さで、現場土をよくほぐし石やごみなどの異物を除去し、土壌改良材（支給材または仕様書で指定された土壌改良材）を均一に混入する。

第6節 巡回調査

3.6.1 巡回調査

- (1) 指示のある区域（公園、緑地等）及び路線（街路樹、緑道等）の樹木について、倒木の危険性、病虫害・支柱・枯れ木及び枯れ枝の状況、その他利用者や道路交通に影響を及ぼすような危険な箇所や異常の発見調査を行う。
- (2) 現地の調査は見落としの無いよう徒歩にて行う。特に緊急対応が必要と判断したものは直ちに監督員に報告する。

令和3年4月

公園維持標準仕様書

世田谷区みどり33推進担当部公園緑地課